

(案)

資料7

答申第32号
令和6年 月 日

高知県代表監査委員
五百藏 誠一 様

高知県公文書管理委員会
会長 ○○ ○○

高知県公文書等の管理に関する条例第14条第3項の規定による諮問に
ついて (答申)

令和6年1月31日付け5高監査第124号により諮問のあった下記の事項につ
いては、審議の結果、適当と認められます。

記

高知県監査委員及び監査委員事務局公文書管理規程を立案どおり一部改正す
ることについて